

平成20年1月11日
福岡財務支局

筑後信用金庫に対する行政処分について

1. 筑後信用金庫(本店:福岡県久留米市)については、営業店において発生した複数件の預金の着服・流用等の不祥事件に関し、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規定に基づき、事実関係等の報告を求めたところ、営業店における相互牽制機能や本部における内部監査機能が十分に発揮されていないことに加え、一部の不祥事件について法令上義務付けられている当局への届出を怠るなど、当金庫の法令等遵守態勢及び内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同金庫に対し、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 法令等遵守態勢を確立し、適切な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。
 - 法令等遵守に係る経営責任の所在の明確化
 - 理事会等の機能強化による法令等遵守態勢の確立(役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む)
 - 営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化(規定の整備を含む)
 - 内部監査機能の実効性の確保
 - 適切な人事管理の徹底
- (2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成20年2月12日までに提出し、以後、計画の実施完了までの間、その実施状況を3ヶ月ごとに報告すること。

以上

連絡・問い合わせ先
福岡財務支局金融監督第二課
電話 092 - 411 - 7281(内線 3461)